

平成 14 年(才)第 823 号

判 決

上 告 人 表 年 男 外 3 名

上記 4 名訴訟代理人弁護士

佐 藤 千 代 松

浅 井 正

山 崎 則 和

朴 憲 洙

被上告人 御 嵩 町

同代表者町長 柳 川 喜 郎

上記当事者間の名古屋高等裁判所平成 10 年(ネ)第 584 号損害賠償請求事件
について、同裁判所が平成 14 年 2 月 19 日に言い渡した判決に対し、上告人らか
ら上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人佐藤千代松、同浅井正、同山崎則和及び同朴憲洙の上告理由について
本件上告理由のうち、御嵩町における産業廃棄物処理施設の設置についての住民
投票に関する条例(平成9年1月御嵩町条例第1号)が投票の資格を有する者を日本
国民たる住民に限るとしたことが憲法14条1項、21条1項に違反する旨をいう部
分が理由がないことは、当裁判所の判例(最高裁昭和50年(行ツ)第120号同53年
10月4日大法廷判決・民集32巻7号1223頁)の趣旨に照らして明らかである(最高
裁平成5年(行ツ)第163号同7年2月28日第三小法廷判決・民集49巻2号639頁
参照)。その余の部分は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反
を主張するものであって、民訴法312条1項又は2項に規定する事由に該当しない。
よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	福	田	博
裁判官	北	川	弘 治
裁判官	亀	山	継 夫
裁判官	梶	谷	玄
裁判官	滝	井	繁 男